

広報

しんと

2024

7

No.642



みんなの願いが叶いますように……！（中央こども園）

CONTENTS

村からのお知らせ……………	2～12
・福祉タクシー利用助成制度（ハイリスク妊産婦用）を実施します	
・後期高齢者医療の保険証を更新します	
保健相談センター……………	13
暮らしの情報……………	14～15
カレンダー……………	16
話題あれこれ……………	17
イベント情報……………	18

優勝第1分団

県大会へ出場

準優勝第2分団

特集
(消防団)



おめでとう

6月16日(日)、群馬県消防学校

(前橋市田口町)で行われた群馬県消防協会渋川支部ポンプ操法競技会において、渋川広域圏から12チームが出場し、榛東村消防団第1分団が優勝、第2分団が準優勝の成績を収めました。

競技は、指揮者、1〜4番員、補助員の計6人で行います。ホース延長や放水、器具操作などそれぞれの役割が細かく決められており、「正確」に「迅速」に「団結」して操法を行った団体が高得点を得ることができます。消防団員が消火技術の向上や初期消火に必要な技術を身に付け、どのような状況であっても迅速、確実、安全に行動できることを目的として実施しているものです。村民の安心・安全を守るため、消防団員は、休日や夜間に訓練してきました。

ポンプ操法競技会に併せてラッパ隊による吹奏訓練も行われ、消防団員の士気高揚、命令伝達のためのラッパ演奏が披露されました。

優勝した第1分団は8月24日(土)の県大会へ出場し、ラッパ隊も県大会で吹奏訓練を披露します。



第1分団によるポンプ操法



榛東村消防団ラッパ隊によるラッパ吹奏

団体順位

優勝：榛東村消防団第1分団 第2位：榛東村消防団第2分団
第3位：渋川市消防団第2分団 第4位：渋川市消防団第5分団
第5位：吉岡町消防団第2分団

優秀番員 (番員賞)

指揮者	入澤 寛史(渋川市消防団 第2分団)
1番員	加藤 直也(渋川市消防団 第5分団)
2番員	近藤 拓馬(榛東村消防団 第1分団)
3番員	高橋 有輝(榛東村消防団 第1分団)
4番員	栗原 崇哲(榛東村消防団 第1分団)



南部コミュニティセンターおよび中央公民館図書室などの利用を休止（お休み）します

問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課（☎0279-26-2765）

問い合わせ先 中央公民館（☎0279-54-2573）

南部コミュニティセンターおよび中央公民館において、図書蔵書システムの導入に伴う収蔵図書の整理などを行うため、図書室などの利用を休止（お休み）します。利用者の皆様には大変ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、問い合わせ先まで、ご連絡をお願いいたします。

対象となる施設と利用中止期間（予定）

1 南部コミュニティセンター

・図書室 9月1日（日）から11月30日（土）

2 中央公民館

・図書室 12月1日（日）から（未定）

・会議室（1階）7月1日（月）から（未定）



福祉タクシー利用助成制度（ハイリスク妊産婦用）を実施します

問い合わせ先 住民生活課（☎0279-26-2494）

**新規！
事業！**

榛東村では、妊産婦が治療、出産、お子さんとの面会などのために、周産期母子医療センターへ通院する際に、タクシーを利用する場合その費用の一部を助成する「福祉タクシー利用助成制度」を実施しています。

対象者

- (1) 医科診療報酬点数表におけるハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算が算定され、周産期母子医療センターに通院し、または入院しているハイリスク妊産婦
- (2) 医科診療報酬点数表におけるハイリスク妊娠管理加算またはハイリスク分娩管理加算に相当する疾患を有するなどのために、周産期母子医療センターに通院しているハイリスク妊産婦
- (3) NICU（新生児特定集中治療室）またはGCU（新生児治療回復室）に入院している新生児などと面会などをするために周産期母子医療センターへ通院している産婦
- (4) その他村長が必要と認めた者

助成金額

福祉タクシー券 1枚500円×160枚（80,000円分）

申請方法

ホームページから申請書をダウンロードし、必要な添付書類を付けてご提出ください。
※その他詳細につきましては、住民生活課までお問い合わせください。



創造の森キャンプ場 WEB 予約始めました

問い合わせ先 産業振興課（☎0279-26-2559）

**新規！
事業！**

「創造の森キャンプ場」と「森の恵みを食す小屋」のご利用について、WEB予約ができるようになりました！

予約からチェックインまでの流れ

- ① 右記の二次元コードまたはURLからアクセスして予約してください。
<https://logoform.jp/form/3G8x/463906>
- ② 受付完了メールが届いたら、ご利用日当日、キャンプ場へお越しください。
- ③ キャンプ場に到着したら、受付完了メールを管理人に提示し、利用者名簿を記入後、チェックインをお願いします。



※当面の間は、窓口・メール・FAX・郵送でのお申込みも今までどおりご利用いただけます。



後期高齢者医療の保険証を更新します

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

問い合わせ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7125)

後期高齢者医療に係る保険証の更新

後期高齢者医療の保険証は、7月31日が有効期限です。8月1日以降にお使いいただく新しい保険証（緑色）は、7月中旬に発送しました。

有効期限が切れた保険証は、健康保険課へ返却または裁断により破棄してください。医療機関などで誤って使用されませんようご注意ください。

■医療機関などを受診したときの自己負担割合について

保険証に記載される自己負担割合は、同一世帯の被保険者の令和6年度の住民税課税所得により判定されます。

所得区分	住民税課税所得	自己負担の割合
低所得者 Ⅰ・Ⅱ	○住民税非課税世帯	1割
一般Ⅰ	○同一世帯の被保険者が課税所得145万円未満	
一般Ⅱ	○同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得金額が200万円以上 ○同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得金額が320万円以上	2割
現役並み所得者 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	○同一世帯の被保険者が課税所得145万円以上	3割

なお、詳細は7月の保険証送付時に同封のパンフレット『令和6年度後期高齢者医療度のおてびき』（青色／5～8頁）または群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ（<https://www.gunma-kouiki.jp/>）をご参照ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

保険証とともに次の証を提示することで、同じ月の同じ保険医療機関などでの一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。区分ごとに必要な証は下記のとおりです。

所得区分	必要な証の種類
現役並み所得Ⅰ・Ⅱ	限度額適用認定証
区分Ⅰ・区分Ⅱ	限度額適用・標準負担額減額認定証
上記以外	保険証のみの提示

この認定証は、毎年7月31日が有効期限です。低所得者Ⅰ・Ⅱの方で下記の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し、令和6年8月1日から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい保険証発送時に同封します。

- 前年度に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け現在も該当している方
- 令和6年度も引き続き現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方または令和6年度も引き続き住民税非課税世帯である方

後期高齢者医療被保険者証

有効期限
交付年月日

被保険者番号

住所
氏名
生年月日

資格取得年月日
発効期日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

群馬県後期高齢者医療広域連合
前橋市大渡町一丁目10番地7
電話番号 (027) 256-7171

見本

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限
交付年月日

被保険者番号

住所
氏名
生年月日

発効期日

適用区分

長期入院該当年月日

保険者印

保険者番号並びに保険者の名称及び印

群馬県後期高齢者医療広域連合
前橋市大渡町一丁目10番地7
電話番号 (027) 256-7171

見本



国民健康保険 限度額適用認定証などを更新します

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

国民健康保険の被保険者は、医療機関などを受診して医療費が高額となった場合、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に提示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。医療費が高額になりそうな方は、事前にお問合せの上、8月中に健康保険課で手続きを行ってください。

なお、詳細は7月の保険証送付時に同封のパフレット『令和6年度版お元気ですか国民健康保険です』(緑色/14~15頁)をご参照ください。



福祉医療費受給資格者証を更新します

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

8月1日から、母子・父子家庭、重度心身障害者、高齢重度障害者に該当する方の福祉医療費受給資格者証(ピンク色の医療券)の更新に伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中に郵送しますので、通知を確認し手続きを行ったうえで、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

■対象者

- 母子・父子家庭(18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童)
- 重度心身障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定、特別児童扶養手当1級、障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者)
- 高齢重度障害者(身体障害者1級・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定)

■その他

- 現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康保険課へ返却してください。
- 勤務先、住所などを変更した場合は、受給資格者証の更新手続きが必要ですので、被保険者証・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康保険課で更新手続きを行ってください。

重度心身障害者・高齢重度障害者の所得制限について

所得制限により対象外となった方に、7月中旬に別途資格喪失通知を送付しました。所得基準による判定は、税情報に基づくものであり、翌年度以降の受給の可否については改めて、ご自身で申請する必要がありますのでご注意ください。

なお、令和5年度に所得制限により対象外となった方の令和6年度の受給の可否については、改めてご自身で手続きしていただく必要がありますので、健康保険課までお問合せください。



詳細については、群馬県ホームページをご確認ください。

『群馬県HP』

重度心身障害医療助成に関する改正について



令和6・7年度後期高齢者医療 保険料率が決まりました

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

問い合わせ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7116)

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。令和6・7年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

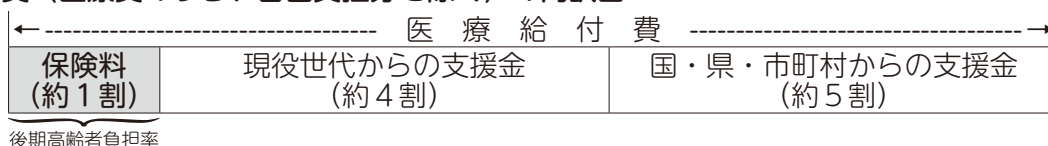
保険料率と保険料上限額が引き上げになりました

<保険料率>

	令和4・5年度		令和6・7年度
均等割額	45,700円		49,100円
所得割率	8.89%		10.07%
賦課限度額	66万円		80万円

令和6年度・令和7年度について、国の制度改正や今後予想される群馬県の被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、現在の保険料率では約53億円の財源不足が見込まれるため、令和6年度から保険料率の引き上げを行います。

<医療給付費（医療費のうち、自己負担分を除く）の内訳図>



所得が低い方に対する均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料について、令和6年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。経済動向などを踏まえ、5割および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

また、保険料率（均等割額）の変更に伴い、軽減後均等割額が変更になります。

軽 減 該 当 条 件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)	軽減 割合	令和5年度 軽 減 後 均等割額	令和6年度 軽 減 後 均等割額
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1)」以下	7割	13,710円	14,730円
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1) + 29万5千円×(世帯の被保険者数)」以下	5割	22,850円	24,550円
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数 ^{※1} - 1) + 54万5千円×(世帯の被保険者数)」以下	2割	36,560円	39,280円

※1 「10万円×(年金・給与所得者の数 - 1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち事業専従者給与分を除く）
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金など収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金など収入額が125万円を超える人



敬老会を開催します

問い合わせ先 健康保険課 (☎0279-26-2513)

問い合わせ先 社会福祉協議会 (☎0279-55-5294)

対象者は、令和6年度中に76歳以上になる方（昭和24年4月1日までに生まれた方）です。
対象者には通知が郵送されますので、参加される場合には同封の返信用ハガキを送付してください。
詳細は、以下のとおりになります。

日時：9月14日（土）9時30分から12時まで（受付：9時から）

場所：榛東中学校体育館

内容：敬老会式典 白寿・米寿・プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚の褒賞
催し物 上州榛東ふるさと太鼓
なつめろなっちゃん（昭和懐メロ歌謡ショー）



「しんとう・よしおか しんきちマルシェ」開催のお知らせ

問い合わせ先 産業振興課 (☎0279-26-2559)

北群馬郡の魅力を地域内外の皆さんにもっと知ってもらうため、今年も「しんとう・よしおか しんきちマルシェ」を開催します。

▼開催日時

令和6年9月21日（土）10時から16時まで

▼開催場所

しんとうふるさと公園（榛東村山子田1920-1）

▼開催内容

地域事業者による各種物販、体験ワークショップ、キッチンカーによる飲食物販売

【ステージイベント】

今年は、地域を拠点に活動する個人や団体によるステージ発表を行います。榛東村の人気者・しんと

うちちゃんにも会えるかも！？ぜひご覧ください！

時間：11時から15時まで

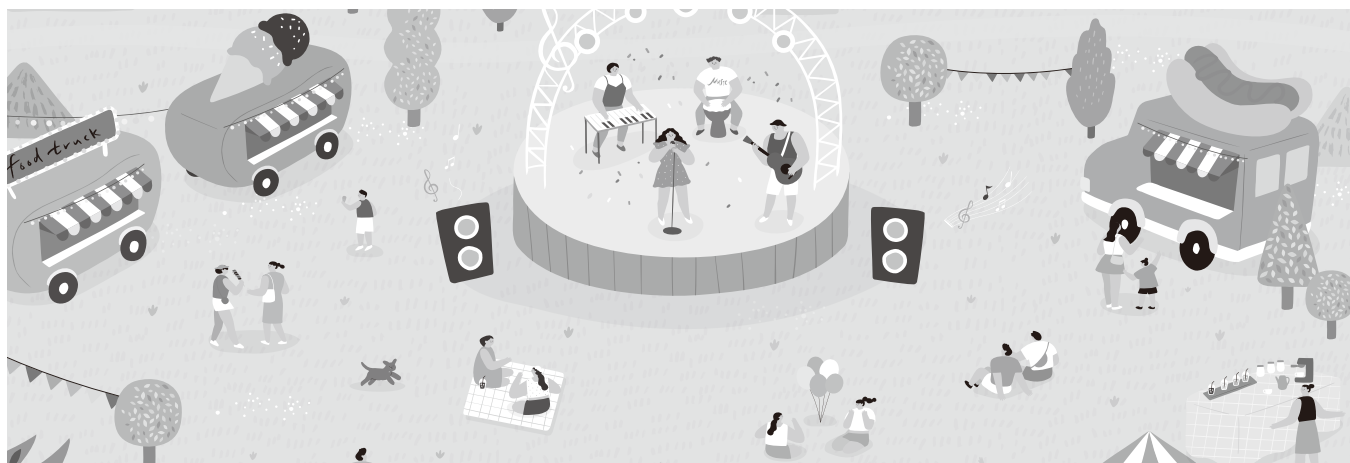
場所：しんとうふるさと公園野外ステージ

イベントに関する詳しい情報は、両町村のホームページのほか、しんとう・よしおか しんきちマルシェの公式Instagramをご確認ください。

皆様のご来場をお待ちしております。

【公式Instagramアカウント二次元コード】

アカウントをフォローして、しんとう・よしおかしんきちマルシェを応援してください！





物価高騰対応給付金の受け付けを開始します

問い合わせ先 企画財政課（☎0279-26-2407）

電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を踏まえ、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯などを対象に1世帯あたり10万円を給付します。また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人あたり5万円を給付します。7月中旬から順次、対象の世帯へ通知しますので、給付を希望される場合は、令和6年10月31日（木）（当日消印有効）までに手続きしてください。

給付対象者

令和6年度新たに住民税非課税となった世帯など

基準日（令和6年6月3日）において榛東村に住民登録があり、下記①～③のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全員が令和6年度新たに住民税非課税となった世帯
- ②世帯全員が令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯
- ③世帯全員が令和6年度新たに住民税均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯

※令和5年度物価高騰対応給付金の給付を受けた世帯は対象外となります（辞退、未申請などによる未受給の場合を含む）。

こども加算

「令和6年度新たに住民税非課税となった世帯など」で、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯

※世帯に令和6年1月2日以降の転入者がいるなどの理由により、榛東村で住民税の課税状況などが確認できない方が含まれる世帯は村から書類を送付することができない場合があります。給付の対象となると思われる方につきましては、企画財政課へお問い合わせください。

給付額

- 令和6年度新たに住民税非課税となった世帯など 1世帯あたり10万円
- こども加算 こども1人あたり5万円

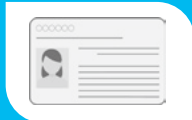
最新情報・詳細は村ホームページに掲載しています。
（右記二次元コードからアクセスできます）



その他

定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金に関する手続きなどについて、広報8月号に掲載予定です。





マイナ保険証への移行期日が迫っています

問い合わせ先 住民生活課（☎0279-26-2494）

マイナンバーカードの申請・受取はお早めに

現行の健康保険証の発行は、令和6年12月2日をもって終了し、マイナンバーカードでの健康保険証（マイナ保険証）利用を基本とする仕組みに移行します（※）。移行期日の直前になると、マイナンバーカードの申請のため、住民生活課窓口が混雑することが予想されます。まだマイナンバーカードの申請が済んでいない方、またはマイナンバーカードの受取が済んでいない方は、お早めに住民生活課窓口で申請・受取をしてください。

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。

ただし、経過措置期間中に、発行済健康保険証の有効期限が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動等が生じた場合は失効します。

マイナ保険証を利用するためには

マイナンバーカードをお持ちの方がマイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の登録が必要になります。住民生活課ではマイナ保険証の利用登録サポートを行っていますので、サポートを希望する方は、ご自身のマイナンバーカードを持参して、住民生活課窓口まで来庁してください（利用登録には4桁の暗証番号が必要です）。

住民生活課「夜間・日曜窓口」開設中

住民生活課では、毎月各1回、夜間窓口と日曜窓口を開設しています。各窓口では、マイナンバーカードの申請や受取のほか、住民票の写しや戸籍証明書などの取得もできます。平日の日中、仕事などで来庁できない方は、是非とも夜間・日曜窓口をご利用ください。

① 窓口開設日

窓口名	開設時間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
夜間窓口 (毎月第2水曜日)	17時15分から 19時30分まで	済	14日	11日	9日	13日	11日	8日	12日	12日
日曜窓口 (毎月最終日曜日)	9時から 11時30分まで	28日	25日	29日	27日	24日	22日※	26日	23日	30日

※12月の日曜窓口は最終日曜日ではありません。ご利用の際はご注意ください。

② 受付内容（転入・転出や住民登録の変更手続き、戸籍届書の受理、パスポートの申請はできません）

■マイナンバーカードに関すること

- ・マイナ保険証の利用登録（登録には4桁の暗証番号が必要です）
- ・マイナンバーカードの申請（写真撮影もします）
- ・マイナンバーカードの受取（受取に必要な書類を必ず持参してください）
- ・署名用電子証明書の更新（4桁の暗証番号と6桁以上の暗証番号が必要です）

■証明書の交付（写真付きの身分証明書などを必ず持参してください）

- ・住民票の写しなどの交付
- ・戸籍、除籍、その他戸籍に関する証明書の交付（戸籍証明書の広域交付はできません）
- ・印鑑登録と印鑑登録証明書の交付
- ・パスポートの受取（収入印紙等は事前に購入してください）



関東大会などの競技大会に出場した方に「奨励金」を交付します

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 生涯学習課（☎0279-26-2765）

教育委員会では、本村におけるスポーツの振興を目的に、「奨励金」を交付します。

対象者

大会の開催日および奨励金交付申請日において「本村に住民登録がある方」で、対象となる大会に選手（補員、登録者を含む）またはスタッフ（大会に登録された監督、コーチおよびマネージャーに限る）として出場した方。

対象となる大会

以下の1～3に示す各要件を満たす必要があります。なお、中学校体育連盟が主催、共催または主管する大会や本村から奨励金以外の財政的支援を受けているものは対象となりません。

1 出場資格

次のいずれかの方法により出場資格を得て出場した大会

- (1) 県大会など予選会を経て出場
- (2) 大会の開催要項などで規定する標準記録などに到達して出場
- (3) 競技団体などの推薦又は選抜を経て出場

2 出場した大会

次のいずれかの大会

- (1) 関東大会など（北関東大会、東日本大会など含む）

- (2) 全国大会
- (3) 国際大会（少なくとも3か国以上の国が参加する大会）

3 大会の主催者など

次のいずれかの団体が主催、共催または主管した大会

- (1) 文部科学省
- (2) 公益財団法人日本体育協会または同協会加盟競技団体など
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会または同委員会加盟競技団体など
- (4) 都道府県または都道府県教育委員会
- (5) 教育長が特に認める上記の団体以外の団体

対象となる各種スポーツ競技大会		交付金額 (1人あたり)	限度額 (1回申請あたり)
関東大会		5,000円	30,000円
全国大会		10,000円	50,000円
国際大会	オリンピック大会	30,000円	—
	その他の国際大会	20,000円	—

交付申請の方法

申請に必要な書類を、大会の終了日から30日以内に教育委員会事務局に提出してください。

申請書などは、村ホームページに掲載されています。



人・農地プランから「地域計画」へ

【問い合わせ先】 産業振興課 農業委員会（☎0279-26-2585）

「将来、誰が地域の農地を利用し、守っていくのか」について、農業者、農地所有者、地域の方が話し合い、農地ごとに利用者を明確化した「目標地図」を作成します。

地域の皆さまには、農地の意向調査（アンケート）を送付しますので、回答とその後の座談会（協議の場）への参加をお願いします。

今後の予定

- | | |
|--------|-----------------------|
| 令和6年8月 | 農地所有者への意向調査 |
| 9月以降 | 意向調査の取りまとめ 目標地図の素案作成 |
| 11月以降 | 将来の農地利用について話し合い（協議の場） |
| 令和7年3月 | 地域計画の策定 |



大会などの結果をお知らせします

第21回村民バドミントン大会

優勝 第7区チーム



準優勝 第5区チーム



第48回村民バレーボール大会

優勝 第13区



準優勝 第7区



第3位 第14区

第49回村民バスケットボール大会

優勝 第7区



準優勝 自衛隊



第3位 第5区

群馬県糸東会空手道大会



高校生 組手

優勝 梁瀬 愛優太さん

準優勝 笹本 雄斗さん

中学生 形

優勝 尾形 和真さん
(最優秀選手賞) (前列中央)

準優勝 清水 悠真さん

中学生 組手

優勝 尾形 和真さん

準優勝 清水 悠真さん

高学年 形

優勝 田中 詩織さん

準優勝 関 正宗さん

3位 山藤 健心さん

4位 笹本 将斗さん

高学年 組手

優勝 関 正宗さん

(最優秀選手賞) (前列右)

準優勝 山藤 健心さん

3位 新井 楓希さん

4位 田中 詩織さん

低学年 形

優勝 尾形 竜聖さん

(最優秀選手賞) (前列左)

準優勝 武田 千佳さん

3位 富澤 香遥さん

4位 金井 駿平さん

低学年 組手

優勝 金井 駿平さん

準優勝 尾形 竜聖さん

3位 武田 千佳さん

4位 富澤 香遥さん

大会などの結果をお知らせします

日清食品カップ群馬県小学生交流大会

小学生混合4×100m

成績：第1位 徳江 雄士さん



榛東村子育連

令和6年度スポーツレクリエーション大会

優勝 2区



準優勝 17区



大会の結果

7月新刊情報

南部コミュニティセンター図書室

問い合わせ先 南部コミュニティセンター (☎0279-54-0488)

利用時間 8時30分から17時まで 休館日 毎週月曜日・祝日

図書室



おすすめ本



八月の御所グラウンド

真夏の京都、京都御所の敷地内にある運動用広場で、早朝、草野球の試合が行われる。

9人そろわなくて周りを見ると、仕事に行く途中の作業服姿の若者が3人。声をかけると、出てくれることに……

1943年11月20日。京都でも出陣学徒壮行式が行われていた。

8月8日の季節、不思議なことが起こります。



ねこひげぴぴん

カラフルなネコちゃんが22匹おどったり、散歩に行ったり、夢を見たり。

ちょっとなぐり書きみたいな絵に、クスツとなります。

このネコちゃん、何をなやんでいるのかな？なんて、おうちの人と楽しく見てね！

書名	著者名
半暮刻	月村 了衛
生きるとはどうゆうことか	養老 孟司
ヒトの幸福とは何か	養老 孟司
絡新婦の糸	中山 七里
夜明けのはざま	町田 そのこ
易経 青龍の巻	竹村 亜希子
たすけ鍼 天神参り	山本 一力
解離と嗜癖	横道 誠
東京都同情塔	九段 秋子
望月の鳥	阿部 智里

書名	著者名
ないた赤おに	浜田 廣行
きつねのきんた	かこ さとし
ノラネコぐんだん カレーライス	工藤 ノリコ
ノラネコぐんだん おばけのやま	工藤 ノリコ
嵐の守り手 1、闇の目覚め	キャサリン・ドイル
嵐の守り手 2、試練のとき	キャサリン・ドイル
嵐の守り手 3、戦いの行方	キャサリン・ドイル
うずらちゃんのかくれんぼ	きもと ももこ
はみがきれっしやしゅっぱつしんこう	くぼ まちこ
ねこひげぴぴん	ミース・ファン・ハウト

お元気ですか
保健相談
センター
です

しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

健康づくり大学「食改推
養成講座」を開催します

食生活改善推進員の養成講座
「健康づくり大学」を開催しま
す。

「食生活改善推進員（通称・食
改推）」は、『私たちの健康は私
たちの手で』をスローガンに、
地域で活動をしている食育のボ
ランティアです。村では、現在
21人の食改推が活動しています。
《食改推の主な活動内容》

- ・ おやこの食育教室
- ・ 生涯骨太クッキング
- ・ シニアカフェ
- ・ 中学校郷土料理
- ・ 食生活改善のアドバイスなど

■講座内容：調理実習や講義を
通して、食と健康の知識と
技術を学びます

■対象者：①②③のすべてに該
当する方

- ① 榛東村に住所がある方
- ② 原則全日程参加できる方
- ③ 受講後、食生活改善推進員
連絡協議会に入会し、食改
推として活動できる方

■開催日時：下表のとおり

■受講料：無料

■定員：15人

■申込締切：8月19日（月）

■申込先：保健相談センター

■申し込み方法：電話または直接お
申し込みください

▼問い合わせ先
保健相談センター
☎0279-170-8052

わたしたちと一緒に
活動しませんか？



	日にち	時間	内容
1	8月30日（金）	13時30分から15時30分まで	開講式・講義
2	9月6日（金）	9時30分から15時30分まで	調理・講義
3	10月3日（木）	9時30分から15時30分まで	調理・講義
4	11月7日（木）	9時30分から15時30分まで	調理・運動
5	11月20日（水）	9時30分から15時30分まで	調理・講義
6	12月18日（水）	9時30分から15時30分まで	調理・講義・閉講式

休日当番医

急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」

救急医療情報テレフォンサービス ☎0279-23-0099

夜間急患診療所（19時から22時まで、年中無休）☎0279-23-8899

		内科		外科	歯科
8月	4日（日）	川島内科クリニック （渋川市渋川） ☎0279-23-2001	大井内科クリニック （吉岡町北下） ☎0279-30-5575	高野外科胃腸科医院 （渋川市渋川） ☎0279-24-2454	宮下歯科医院 （渋川市渋川） ☎0279-24-1939
	11日（日）	神山内科医院 （渋川市渋川） ☎0279-22-2181	榛東さいとう医院 （榛東村新井） ☎0279-54-1055	関口病院 （渋川市渋川） ☎0279-22-2378	福田歯科医院 （渋川市渋川） ☎0279-23-6677
	12日（月）	本沢医院 （渋川市石原） ☎0279-23-6411	塚越クリニック （渋川市渋川） ☎0279-60-7700	とまるクリニック （渋川市金井） ☎0279-26-7711	関歯科医院 （渋川市吹屋） ☎0279-25-0530
	18日（日）	厚成医院 （渋川市石原） ☎0279-22-1060	赤城開成クリニック （渋川市赤城町） ☎0279-20-6500	渋川医療センター （渋川市白井） ☎0279-23-1010	石田歯科医院 （渋川市渋川） ☎0279-25-0411
	25日（日）	渋川中央病院 （渋川市石原） ☎0279-25-1711	原沢医院 （渋川市伊香保町） ☎0279-72-2503	渋川医療センター （渋川市白井） ☎0279-23-1010	北橘歯科診療所 （渋川市北橘町） ☎0279-52-3762

お盆期間中の水道業者当番表

お盆期間中に漏水事故などが発生した場合は、次の指定工事店にご連絡ください。

月 日	指定工事店	電話番号
8月13日 (火)	(株)清水水道	0279-54-5725
8月14日 (水)	(株)タナカ設備工事	0279-54-2812
8月15日 (木)	浅見水道(株)	0279-54-4526
8月16日 (金)	(有)小林水道工事店	0279-54-3045

お知らせ
NEWS



『上級救命講習の開催』

渋川広域消防本部では心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用方法および異物除去、止血法、熱傷の手当などのファーストエイドを習得する上級救命講習を開催します。

■日時

9月14日(土)

9時から16時まで

■会場

渋川市社会福祉センター4階
大会議室

渋川市渋川1760の1

■対象者

渋川広域圏内に在住、在勤、
在学の方30名。

※先着順

■受講条件

eラーニングの受講が必須
となります。(インターネット
環境のない方のお申し込みにつ
いては、別途相談いたします)

■講習料

無料

■その他

受講した方には「上級救命
講習修了証」が交付されます。
当日は昼食を持参し、動き
やすい服装でお越しください。

■申込期間

8月19日(月)から8月30日
(金)平日の9時から17時まで

▼申込先・問い合わせ先

渋川広域消防本部警防課救急係
0279-12514192

人権擁護委員の任命について

令和6年7月1日付けで次の
方が法務大臣から人権擁護委員
に委嘱されました。

高橋 静江氏

荒瀬 優子氏



人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けついたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。人権擁護委員は法務局職員とともに、常設相談所で、面接や電話による人権相談に応じています。

常設相談所は、土日・祝日を
除いて毎日開設しています。相
談は無料で、相談についての秘
密は厳守します。

最寄りの常設相談所は左記二
次元コードからご確認ください
ます。

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00223.html)

▼問い合わせ先
住民生活課

0279-12612494



渋川地区広域市町村圏振興整備 組合職員採用試験のお知らせ

■職種

消防職(救急救命士有資格者
を含む)

■採用予定人員(令和7年4月
1日採用)

◇消防職 若干人

■受験資格

日本国籍を有し、次の職種要
件を満たす人(すべて令和7
年3月卒業見込者を含む)

※地方公務員法第十六条の規定
に該当する人は、受験できま
せん。

◇消防職

①平成10年4月2日以降に生ま
れた人

②大学卒業、短期大学卒業、
高等学校卒業または高等学

校卒業程度認定試験合格者

③消防官として職務遂行に必要
な身体(四肢関節機能を含む)
が健全であること

④採用後は渋川広域圏内に居住
できること

※その他の要件もあります。

■試験日

○第1次試験
9月22日(日)

○第2次試験
10月中旬以降予定

※第1次試験合格者に通知します。

■申込書配布場所

広域組合事務局総務課、消防
本部総務課、渋川広域圏内各
市町村役場

■申込方法

申込書、写真(6か月以内に撮
影・縦4cm×横3cm)、救急救
命士は免許証の写しを広域組
合事務局総務課または消防本
部総務課へ直接提出

■申込期間

8月1日(木)から15日(木)まで
※土日・祝日を除く9時から17
時まで

▼問い合わせ先

○事務局総務課

0279-6015200

○消防本部総務課

0279-12514191

しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報などを電子メールで配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

登録できない方は、総務課でお手伝いします。

ml.shinto@e-park.ne.jp



行政相談を開催します

■日時…8月16日(金)

13時30分から16時まで

■会場…集楽センター

■内容…国・県・市町村などの行政に関するについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

なお、詳細につきましては、組合ホームページ(<https://www.sket.or.jp/>)でお知らせいたします。

「ぐんま創業スクール」受講生募集

創業するために必要な基本的ノウハウと創業後の顧客獲得方法や売上アップのための極意を学ぶ「ぐんま創業スクール」(榛東村の特定創業支援事業)が左記のとおり開催されます。独立・起業にご関心ある方や創業をお考えの方はこの機会にぜひご参加ください。

■日時

10月6日、13日、20日、27日、11月3日(いずれも日曜日) 10時から16時まで

■場所

群馬県商工連会館2階大研修室

■対象

県内で創業を予定している方
起業に興味・ご関心のある方
(原則1年以内に創業を検討されている方)

■定員 40名(応募多数の場合
は参加者を選考させていただきます)

■受講料 無料

■申込期間

7月22日(月)から9月6日(金)まで

■申込方法

群馬県商工連会館のホームページから申込書をダウンロード

ロードし、メール・FAX・郵送にてお申し込みください。

▼問い合わせ先
群馬県商工連会館

027-1231-9779

榛東村商工会

0279-154-12318

「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂へようこそ」企画展開催のお知らせ

『ふしぎ駄菓子屋 銭天堂』(偕成社)は、2013年5月から刊行された、廣嶋玲子作、Takuma絵による児童小説シリーズです。2022年2月に発表された「小学生が選ぶ」子どもの本「総選挙」で、その第一巻が第一位を獲得しました。

本展では、作者インタビューや表紙イラストなどの展示のほか、多彩なディスプレイで作品の舞台を再現。銭天堂の物語世界をお楽しみいただける展示となっています。

■日時

7月6日(土)から9月30日(月)まで

※火曜日休館(8月13日を除く)

■場所

群馬県土屋文明記念文学館企画展示室

■観覧料

一般 700円
大高生 350円
中学生以下無料

▼問い合わせ先

群馬県土屋文明記念文学館
027-1373-17721

就農支援講座受講者について

北群馬渋川担い手支援協議会では新規就農者などの農業者を対象に、農業を行う上で知ってほしい基本的なことについて学ぶ講座を開催します。

■対象

これから就農したいと考えている方、就農してから概ね3年以内の生産者(家庭菜園目的は不可)

■日時

10月1日(火)から11月下旬14時から16時 全7回

■場所

JA赤城たちばな農営生活センターなど

■定員(先着順)

20名程度

■受講料 無料

■申込期間

8月19日(月)から9月10日(火)

■申込方法

電話または下記2次元コード
申込先・問い合わせ先

JA北群馬
0279-120-15577



里親相談会(里親制度説明会)のご案内(里親になりませんか)

県では、様々な事情から家庭で生活できない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。群馬県独自の短期預かり里親登録制度もあります。

北部児童相談所では、里親に関心のある人や養子縁組・特別養子縁組を検討している人へ相談会を開催します。

■日時

9月7日(土)

10時から12時まで

■場所 県渋川合同庁舎2階201会議室

■対象

里親に関心のある人や養子縁組・特別養子縁組を検討している人

(沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡にお住まいの人)

■費用 無料

■申込方法

事前の申込みが必要です。前日の17時までに北部児童相談所へご連絡ください。

▼問い合わせ先

北部児童相談所
0279-120-1010

広報カレンダー 8月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1 ● 10:00 はつらつ教室 ● 10:30 おはなしアイアイ	2	3 ● 10:00~12:00 工作教室 ● 14:00~16:00 工作教室
4 ● ソフトテニス大会 (団体戦予) ● 9:00~12:00 なつやすみわくわく教室	5 ● 10:00 はつらつ教室 ● 13:30 健康相談	6	7 ● 10:00 骨粗しょう症予防教室	8 ● 10:00 はつらつ教室 ● 10:00~12:00 工作教室 ● 14:00~16:00 工作教室	9 ● 9:30 心配ごと相談 ★吉岡町文化センター 16:30~18:10 未来構想フォーラム	10 ● 9:00~12:00 なつやすみわくわく教室
11 山の日 ● 8:00 村長杯争奪野球大会① ● 10:00~12:00 工作教室	12 振替休日	13 ● 9:00 ふるさと公園夏まつり ● 10:00 障害福祉なんでも相談	14 ● 9:00 ふるさと公園夏まつり ● 17:15~19:30 住民生活課夜間窓口	15	16	17
18 ● 8:30 村長杯争奪野球大会②	19 ● 10:00 はつらつ教室 ● 13:30 楽集シネマ ● 13:30 健康相談	20 ● 13:00 3歳児健診 ● 13:30 農地・農業者年金相談	21 ● 10:00~12:00 工作教室 ● 13:15 2歳6か月児歯科健診 ● 13:30 人権相談 ● 14:00~16:00 工作教室	22 ● 9:30 すくすく教室 ● 10:00 はつらつ教室	23 ● 10:00 離乳食スタート教室 ● 13:30 無料法律相談	24
25 ● 8:30 日曜税務窓口 ● 8:40 村民テニス大会 (個人戦) ● 9:00~11:30 住民生活課日曜窓口 ● 13:00 村長杯争奪野球大会③	26 ● 10:00 はつらつ教室 ● 13:30 健康相談 ● 15:00 手話通訳者設置	27 ● 13:00 2歳児健診	28 ● 13:00 乳児健診	29 ● 10:00 はつらつ教室	30 ● 13:30 健康づくり大学①	31

※ふれあい館休館日

8月13日(火)、8月26日(月)

実施場所

● 村役場 ● 保健相談センター ● ささえの家 ● 中央公民館 ● 南部コミセン ● ふれあい館 ● 耳飾り館
● 児童館 ● しんとうスポーツアリーナ ● 楽集センター ● 総合グラウンド ● ふるさと公園 ● 榛東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>
フリーダイヤル ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡榛東村新井3252-5

こまめな水分補給で、暑い夏を乗り切りましょう。

診療時間 / AM8:30~PM12:00 PM2:30~PM 7:00
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日 (祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1
0279-25-8820

あおば歯科医院

いわくら榛東接骨院

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2 部屋分
駐車場はウラに多数有ります TEL.0279-25-8666

※八ノ海道信号東に 800m『小林新聞店さん』東 100m 左折すぐ

『交通事故・労災指定・保険接骨院』7時半まで受付 時間外予約可!

(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)



不動産売買は まかせて安心 地元の業者

有限会社 マシモ開発

〒370-3502 北群馬郡榛東村大字山子田 873-1

TEL.0279-54-5550 (代)
FAX.0279-54-5649

有限会社 群馬サポート

☎0279-54-2322

村内全域

■ 浄化槽保守点検
■ 浄化槽修理

■ 浄化槽清掃
■ 一般くみとり

榛東村長岡 939-1

お気軽に連絡ください。



榛東村
サポーターを
ご紹介します！

細野重信氏が100万円の寄付

榛東村出身（栃木県上三川町在住）の細野重信氏から、100万円のご寄付をいただきました。細野氏は平成23年、平成24年にも寄付をしてくださっており、今回は90歳を迎えた節目に村への恩返しとしてご寄付くださいました。この浄財は、村の発展のために大切にに使わせていただきます。

園児の目線で交通安全を呼びかけ

6月5日（水）、南部コミュニティセンターにて、榛東村交通安全会の女性部が村内の園児に向けて交通安全教室を開催しました。

交通ルールの大切さを学ぶ人形劇では、園児たちの大好きなアンパンマンが登場し、楽しく交通安全について学んでいました。また、横断歩道を渡る練習では、身につけた交通ルールをさっそく披露。榛東駐在所の湊谷所長も大絶賛の出来映えで、誇らしげな園児たちでした。



「新井盗人越線」が優秀賞を受賞

6月5日（水）、群馬県治山林道協会主催の「第67回群馬県山林道維持管理コンクール」において、「新井盗人越線」が優秀賞を受賞しました。「盗人越（ぬすつとごえ）」の地名については俗説が多く、村史などにも記載がありません。一説には、かつて牛や馬に与える草を取る場として、盗人越を境に争いがあり、境を越えて草を取ると「盗人」扱いになったから、というものがあるようです。（平成14年9月18日付け上毛新聞より一部抜粋）



小さくても、力を合わせれば百万力！

6月14日（金）、中央こども園に阿武松（おうのまつ）部屋の親方（元幕内・大道）と幕下の力士たちが訪れ、綱引きやかくれんぼを通して、園児たちとふれあいました。園児たちは事前に作戦を立てて、力士たちと対戦。裸足になったり、かけ声を出すなどの必勝法で見事勝利を納め、大歓声に湧きました。また、相撲の取組では、大きな体の力士にも果敢に挑み、必死に立ち向かう姿が印象的でした。



田植え体験で食の大切さを学ぶ

6月22日（土）、21区の島田さんを発起人とする有志の方々が、村内小学生親子を対象に田植え体験を開催しました。なま温かい感触の田んぼに恐る恐る足を入れている子どもたちでしたが、あっという間に順応。泥だらけになりながら、田植えの腕をあげていました。

田植え終了後は、昨年収穫したイセヒカリを使用した塩むすびがふるまわれました。ガス釜で炊いた米は絶品で、参加した子どもたちは、顔を米粒だらけにしなが美味しそうに頬張っていました。



榛東村ぶどう郷 8月1日から順次オープン

問い合わせ先 産業振興課 (☎0279-26-2559)

榛東ぶどう
一粒どう？

8月1日から順次、榛東村の特産ぶどうの収穫シーズンがはじまります。各農園でぶどう狩りが楽しめ、直売所では採りたてのみずみずしいぶどうが並びます。

地元、榛東村ならではの“おいしいぶどう”を味わってみてはいかがでしょうか。

栄養満点！ぶどうの効果

- ①疲労回復 ②脳の動きをサポート ③動脈硬化の予防
- ④目の疲れの軽減 ⑤血圧を下げる などの効果があります！

営業期間

8月上旬から9月下旬（営業時間は各園によって異なります）



～綺麗な榛東村でありつづけるために～

ごみを減らそう！ しんとうちゃんからのお願いです

ごみ減量化を目的とした村の補助金制度を紹介します。

現在、村では生ごみ処理機器を購入した方を対象に補助金を交付しています。コンポスト容器およびEMボカシ容器の購入に対しては上限3千円、電動式生ごみ処理機の購入に対しては購入費用の2分の1（上限2万円）の補助金を交付します。

補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請書の提出が必要です。交付申請書に必要書類を添えて役場住民生活課に提出してください。

詳細につきましては、村ホームページをご覧ください。申請書のダウンロードも可能です。



詳細はこちら

電動式生ごみ処理機
のイメージです。



使用前

使用后

生ごみの80%は水分です。

乾燥することで、重量は5分の1まで軽くなります。

乾燥した生ごみは有機肥料としてガーデニングなどに使用できます。

エコフェスタ2024

今年度もエコフェスタとママフェスをしんとうスポーツアリーナで開催します。

詳細については8月号に掲載します。

開催日：9月29日（日）

広報しんとう 令和6(2024)年7月号 No.642

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(6月末日現在)

総人口 14,599人 (+ 8)

男 7,468人 (+ 6)

女 7,131人 (+ 2)

世帯数 6,247戸 (+22)

※ ()は対前月

